大田原市立湯津上小学校長

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記の感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

る受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。											
≪出席停止になる感染症の種類と登校の基準≫											
分類	主な感染症の種類	登校の基準									
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ 出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ 熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフ テリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフ ルエンザ	退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。									
第	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経てば登校できます。※裏面【表①】を参照									
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了すれば登校できます。									
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過すれば登校できます。									
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。									
二種	風疹	発疹がなくなれば登校できます。									
1里	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登 校できます。									
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過すれば登校できます。									
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経 過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照									
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。									
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性 大腸菌感染症、腸チフス、パラチ フス、流行性角結膜炎、急性出血 性結膜炎、その他の感染症	主治医から登校日について指示を受けてください。									
\•/ E)感染症における登校の目安≫									
※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保 護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止 を 学校が判断 します。受診後は必ず学校へ連絡してください。											
分類	主な感染症の種類	登校の目安									
第三種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ 登校可能です。									
	手足口病・ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校 可能です。									
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。									
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。									
	RS ウイルス感染症	発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。									

学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表 【表(1)】 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 症状 7日目 0日目 1日目 2日目 3日目 4 日目 5日目 6日目 8日目 解熱後 解熱後 発症後 発症後 発症後 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 4 日目 5日目 1日後 可能 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発症後 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 5日目 2日後 可能 に解熱 出席停止 発熱 解熱後 解熱後 発症後 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 3日後 可能 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発熱 発熱 発熱 解熱 発熱 登校 可能 例 1日目 2日目 4 日後 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発熱 発熱 発熱 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 5日後 可能 に解熱 出席停止

[○]学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表										
	症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例 1	発症後 1日後 に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校 可能		
		出席停止					3 130			
例 2	発症後 2日後 に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4 日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止					刊肥			
例 3	発症後 3日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5 日目	登校 可能		
		出席停止					HJ BC			
例 4	発症後 4日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校可能		
		出席停止					L) HC			
例 5	発症後 5日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
		出席停止					טא ני־			

[○]発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱など)が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

[○]発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。 解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。